令和４年７月２８日
下関市環境部環境施設課

水害にともなう廃棄物に係る処理手数料の減免について（お知らせ）

市防災危機管理課が発行する水害に係る「り災証明書」または「災害ごみに関する証明書」（以下、「り災証明書等」という。）をお持ちの方は、証明された災害により発生した「一般廃棄物」を市の処理場で処分する場合、処理手数料を減免とする申請を行うことができます。

この手続きには、搬入予定の廃棄物の事前確認等の作業が含まれますので、当該制度をご希望の方は、予め以下「問合せ先」までご連絡ください。

１　減免要件

（１）水害に係る**「り災証明書等」発行済**

市総務部防災危機管理課が確認を行い発行

防災危機管理課０８３－２３１－９３３３

（２）対象廃棄物

上記（１）で証明された建物のり災部分、及び、り災に伴い解体が必要となった部分から発生した**「一般廃棄物」**のうち、別添資料「〇水害廃棄物（り災減免）のうち市廃棄物処理場に**搬入できないもの**」に**該当しない**もの。

２　申請方法

上記１（１）の**「り災証明書等」発行後**、以下の必要書類を準備のうえ、以下「問い合わせ先」に連絡してください。

＜必要書類＞

①一般廃棄物処理手数料減免申請書
②誓約書（自己搬入用または業者搬入用）
③委任状　※業者搬入の場合
④平面図（り災建物）
※①～③は、市ホームページからダウンロードまたは市環境部環境施設課窓口で配布（総合支所管内は各総合支所市民生活課）

３　申請及び問合せ先

市環境部環境施設課

ＴＥＬ：０８３－２５２－１９４３

ＦＡＸ：０８３－２５２－１９５６

〒751-0847 下関市古屋町一丁目１８－１

４　申請の流れ

①連　　絡：電話または当課窓口（上記３）でり災場所や状況等聞取り

②申　　請：当課窓口にて受付

③現地確認：り災場所で搬入予定の廃棄物の確認

※廃棄物が写真で確認が可能な場合（少量等）は、実施しない場合があります。

④許　　可：当課窓口にて減免許可書を発行

※り災の状況（悪臭等）により、早期に廃棄物を処分しなければ、生活に支障がある場合などは、①連絡時にご相談ください。

５　備考

各総合支所管内にお住いの方は、各総合支所市民生活課にご連絡ください。